

# 立命館大学法学部ニューズレター

## 第17号



## Newsletter

The Faculty of Law

Ritsumeikan University

### 目次

断章	大河純夫	2
アメリカ生活を振り返って(外留報告)	市川正人	3
新任のご挨拶	岡野八代	5
規制緩和と少年法	葛野尋之	7
- - 「新任のご挨拶として」 - -		
新任のご挨拶		9

## 断章

大河 純夫

「私立京都法政学校（法律科・政治科）」の設置認可がなされたのは、1900年（明治33年）5月19日のことであるから、来年5月19日をもって、法学部は満100歳を迎えることになる。法学部の第2世紀がはじまろうとしている。この時期に法学部に在職する者として、それなりの仕事をしなければならないだろう。

最近、ある研究会で、ランドー委員会がその第8回委員会（1996年5月ストックホルム）で採択した「ヨーロッパ契約法原則 Principles of European Contract Law. P E C L」の輪読を始めた。1980年にウィーンで採択された「国際的物品売買契約に関する国際条約C I S G」（1988年1月1日発効）、私法統一国際協会（UNIDROIT）が公表した「ユニドロアUNIDROIT国際商事契約原則 P I C C」などとともに、契約法の国際的統一の動きの一端を示すものである。その起草グループの表現によれば、国際的な契約だけではなく国内契約にも適用されるし、当事者がP E C Lによる旨の特約をした場合だけではなく、当事者が「"general principles of law", the "lex mercatoria" or the likeによる」とした場合や準拠法上欠缺がある場合にもP E C Lが適用されるべきだとしている。さらに、個別的取引・紛争のみならず、ヨーロッパ統一契約法典の編纂につながる基盤整備をも目標に据えている（E C指令の基礎、各国の民法編纂又は改正のモデル、E C契約法の研究・教育の素材、などの形で）。

ここでその内容に立ち入ることはできないが、印象的なことは、ヨーロッパ契約法の平

準化を支えている理論的基礎の一つが、ネオ・ロマニスティック Neoromanistik (Abbo Junker, Rechtsvergleichung als Grundlagenfach, JZ 1994. 922.)ともいうべき、ヨーロッパに共通の基礎としてローマ法の強調であり、19世紀後半以降のヨーロッパ（大陸）近代法学ないし近代法の極端な「相対化」である。しかも、英米司法との融合が意識的に展開されており、ここには、The Global Civil Society や市場経済といった観念に支えられたハーモナイゼーションの実相と背景を垣間見ることができるようと思われる。

しかし、他方で、個別国家での民法大改正（Recodification）や民法編纂の進行がある。オランダ（Nieuw Burgerlijk Wetboek 1992年施行）、ケベック（Code civil du Quebec 1994年全部施行）、ルイジアナ（Civil Code of Louisiana）、ドイツ債務法改正案等である。また、ロシア共和国民法（1995.1.1, 1996.3.1施行）、ベトナム民法（1995.10.28公布 1996.7.1施行）、中華人民共和国合同法（1999.3.15公布、10.1施行）、東欧等、個別国家での民法（再）編纂が進行していることも事実である。もともと、E Cの法的統一にしてもその対象は限定的であるし、E C内部での「ブラッセルからの指令」といった揶揄が横行しているように、またオランダの民法大改正が示すように、個別国民国家の法体系は存続し展開することになるし、取引関係を規律する「契約法」の領域が平準化の先導となっているにすぎないと思われる。

個別国家内部における多元的法秩序、個別

国家法の動態との関係で、法的平準化の動きを把握しなければならないのかもしれない。日本の私法学にとって必要なことは、平準化の側面だけではなく、すでにヨーロッパ法の継受から1世紀(民法の施行日1998.7.1を起点にとっている。明治維新を起点にとれば130年)を経た現在、比較法制度史的研究を媒介に歴史的個体としての日本法の構造を明らかにすることが課題になっているように思われる。さまざまな国際的研究会に出席して、この最後の課題を明瞭に展開できないも

どかしさを感じる。

立命館大学は来年新しい大学を創設する。「アジア太平洋学」を学問的営為の基軸に据えた2学部の創設は、法学部が日常的にアジアを意識した教育研究を遂行する新たな契機となる。ヴァイツゼッカー博士が本年4月の講演で、アジアの「共生」の条件が西ヨーロッパのそれとは質的に異なることを強調したのは印象深いことであったが、アジア法についての懐の深い共同研究を開始する必要がある。

(おおかわ・すみお 民法)

## アメリカ生活を振り返って(外留報告)

市川正人

私は、1997年9月にアメリカン大学国際関係学部で交換教授として派遣され、同学部での講義終了後の昨年5月から本年3月までアメリカン大学法学部に客員研究員として滞在した。アメリカン大学国際関係学部では、'Democracy, Civil Liberties and National Security in Japan'という題で講義を行った。これは、わが国における民主主義、人権、平和に関する諸問題を紹介する少人数の授業であり、私が準備した英語原稿をもとに講義を行い、その後、アメリカの対応する問題について学生から補足報告を受け、討論をした。講義原稿を作成するにあたっては、日本の政治・憲法を英語で紹介する諸文献があれば大いに参考になったが、当該問題について英語の参考文献がない場合も多く、その場合には頭をひねりながら英語原稿を作成した。うまく思っていることが伝えられず歯がゆい思いをしたが、日本の政治・憲法に関す

る諸問題を英語で説明するこの講義が、日本の諸問題をより広い視野から捉える絶好の機会となったことは確かである。

国際関係学部の講義を担当していた1997年度春学期には、法学部でSchwartz教授のAdvanced Constitutional Law(信教の自由・政教分離についてアメリカとヨーロッパを比較する憲法ゼミ)に出席し、さらに、学外研究期間(留学期間)に入ってから1998年度秋学期には、若手のRaskin教授のFirst Amendment(表現の自由と信教の自由・政教分離; 週2回)とSchwartz教授のCivil Rights and Liberties(週1回のゼミ)に出席した。授業が始まるまではおだやかな好々爺なのに、授業が始まるとタフで迫力に満ちた教師に変身するSchwartz教授は、アメリカ憲法理論が、表現の自由をきわめて重視する点や、平等に関して政府の差別解消義務を問題とするのではなくあくまでも政府による差別の禁止にこ

だわる点等でいかに特殊かを力説された。アメリカ憲法理論を参考にしつつ、日米の差を考慮しながらわが国の憲法訴訟論を構築しようとしてきた私にとって、このゼミへの出席はなかなか刺激的であった。Raskin教授の講義は、修正型ソクラテス・メソッドの講義で、学生と問答をしながら進められていた。学生が言っていることが私の英語力ではなかなか理解できなかったとはいえ、典型的なロースクール・スタイルの講義への出席は、リーガルマインドの養成を重視する「ロースクールの法学教育」を実感できた点で有意義であった（なお、アメリカン大学法学部自慢のClinic Programsの責任者であるDinerstein副学部長に、同学部での法学教育とその効果についてのインタビューも行った）。

学外研究期間に入ってから、アメリカ合衆国最高裁（長官の名を取ってレンキスト・コートと呼ばれる）の当該開廷期の判決を整理すると共に、表現の自由に関する合衆国最高裁の諸判決及びそれらに関する著書・論文を収集し読んだ。また、最高裁の口頭弁論を特別席で傍聴する機会を得て、その際、保守派裁判官として著名なScalia判事と面談できた。最高裁は、差別解消のための人種的な優遇措置（affirmative actions）を許される場合がほとんどありえない違憲の差別であるとしたり、信教の自由を理由に法的義務を免れうる場合を著しく限定する等々、保守化傾向を強めているが、表現の自由に関しては保護的な多くの判決を下している。はたしてレンキスト・コートはどこまで表現の自由に好意的な最高裁であるのか、レンキスト・コートが他の領域では保守的なのに表現の自由に関しては「進歩的」なのはなぜか、そこにはレンキスト・コートの裁判官たちのどのような法思想が反映しているのか、アメリカ社会の現状とどのような関係にあるのか、といった点に分析を加えた。また、表現の自由規制法令が争われた事例において、最高裁が立法目的の審査をどのように行ったかについても研究した。表現の自由を規制する法令については、規制の類型に応じて、「きわめて重要な

政府利益に仕えるよう限定的に作られていなければならない」とか、「重要な政府利益に仕えるよう限定的に作られており、十分なコミュニケーションの代替チャンネルを残していなければならない」とかいった合憲性判断基準が展開されてきている。（きわめて）重要な政府利益に仕えるものであるか否かの審査が立法目的の審査であるが、この立法目的の審査が最高裁にとってどのような意味を有するのか、最高裁は主張される規制目的が「きわめて重要である」とか「重要である」とか、そうした目的に「仕える」とかいうことをどのように判断しているのかについて検討したわけである。さらに、法廷のテレビ中継、インターネットと法、個人情報保護制度についても資料を集めた。

このように、ここ数年、アメリカ憲法についての「昔とった杵柄」を頼りに日本憲法研究を続けてきた私にとって、今回の学外研究は、比較法的な知識・視点を更新しうるすばらしい充電期間となった。しかし、私としては、アメリカ憲法についての資料を集め読んだということよりも（これだけなら日本でもできるはず - ただ、我が大学の場合、「留学」とかいった休みをとらないと時間がとれないという問題があるが）、アメリカに長期間滞在して生活し、アメリカの社会と法について実感を得ることができたということの方が収穫であったと思う。

たとえば、アメリカは強い権利意識をもって常に権利を主張する人々から成る「権利社会」であるが、アメリカは不断に権利を主張しなくては生きていけない社会であると実感した。よく言われるように、アメリカにおいては、「当然〇〇してもらえる」というような期待は禁物であり、権利の上に眠る者は保護されない。常に自己主張していなければ何もしてもらえない。これは、市民ないし住民としてだけでなく、客員教授あるいは客員研究員として在籍していても同様である。また、主張しなければ何もしてもらえない、ゆっくりしかことが運ばないというだけではない。ミスも多く、請求書の誤り、広告通り

に値引きされないことなど日常茶飯事である。いつも目を凝らしていないと大損しかねない。こちらは何かあると下手な英語で要求・抗議せねばならず、なかなかストレスがたまる。ただ、こういう場合には、こちらも必死だし興奮気味なので、英語が比較的流ちょうにしゃべれ、後でなにか英語がうまくなったような気がした。『トラブル処理で上達するアメリカ英語』などという本を出そうかと冗談を言っていたものである。それはともかく、地縁・血縁社会ではなく、「赤の他人」から構成されるアメリカ社会では権利を常に主張する必要があるのであろう。アメリカが権利社会、訴訟社会であることも頷ける。

これ以外にもアメリカ社会・アメリカ人についていろいろと実感できた点が多いが、紙幅の都合もあるのでまたの機会にしたい。ワシントンDCに在住していたため、多くの憲法に関する事件や裁判の現場を見ることができたことも収穫であったし、テレビ・新聞等を通して「観戦」していただけだが、まさに100年に一度の憲法事件(ショー?)であるクリントン弾劾裁判を間近で見ることができたのも、憲法学者冥利につきた。とにかく、今後、在外研究で得たこうした実感を大事にアメリカ憲法研究、日本憲法研究を進めて行きたいと思っている。

(いちかわ・まさと 憲法)

## 新任のご挨拶

岡野 八代

四月より、立命館大学へ着任いたしました岡野八代です。学部、修士課程は早稲田大学で過ごし、トロント大学大学院博士課程終了後、大阪市立大学大学院博士課程を単位取得退学いたしまして、京都へ参りました。この度は自己紹介として、わたくしの専攻である政治思想史との出会いを、学部時代を振り返りながら書かせていただきます。

かつてわたくしの立命館大学のイメージは、高校時代に読んだ『二〇歳の原点』から得たもので、シアンクレールでコーヒーと煙草を飲みながら読書をする学生、といったなんと時代錯誤なものでした。大学生として東京に住み始めた一九八七年には、すでにわ

たくしは二〇歳になっており、原点からの出発といえそうなのですが、一方で、高野さんが二〇歳で世界から去られたように、あるいは、原口統三が『二〇歳のエチュード』を書いたように、二〇歳になっていたわたくしが眼にした大学では、なにもかもが終わっているように感じていました。

すでにノンポリ学生という言葉すら死後となっており、大学では、独特の文字で書かれた数少ない立て看板の間で、ひしめき合うように、きらびやかなサークル勧誘が待っていました。勧誘の嵐が一段落すると、受験戦争を終えた後の解放感を味わう間もなく、いくつかの「終焉」という言葉が、わたしの周り

にあふれ出しました。しかも、「終焉」と言われても、いったい何が終わってしまったのか、高度経済成長期からバブル経済期へとひた走ってきた時代の申し子のようなわたくしには、さっぱり実感できません。

欧州で東西の壁が崩れたとき、今から思えば、まさに冷戦構造の見直しが日本で「始まる」べきときに、わたしの耳に届いてきたのは、『歴史の終わり』、『アメリカン・マインドの終焉』、リベラリズムの勝利、ポスト・モダニズム、といった、勇ましいのやら、単なる現状肯定なのか、よく分からない言葉の群でした。アラン・ブルームと、当時、ニュー・アカデミズムの旗手の一人と目されていた浅田彰の対談が、たしか九〇年の始めに東京で開催されたので、見物しに行ったときのことをよく覚えています。しかしながら、合衆国における脱構築批評の第一人者であるポール・ド・マンをイエール大学から追い出したブルームと、ほとんど対立することなく議論を進める浅田彰、という組み合わせには、なんでもあり、だが、なにもない、というメッセージしか聞き取ることができませんでした。その時、ブルームは、コジェーヴをひきつつ、アジアにおける日本の経済的発展の成果を大変もちあげ、日本のアジアにおける指導力を云々していたのですが、後知恵的に言うことが許されるとすれば、あの時期まさに、バブル経済の最期を日本は謳歌していたのでしょう。「結局、日本の経済力なんてものも、終わっていたんだ」。

いったい、日本で何が終わろうとしているのだろうか？それが、わたくしが学生時代のほぼ三年間抱え込んでいた問いでした。

そのようなとき、授業をきっかけにして出会ったハンナ・アーレントの著作は、非常に逆説的な形で提示されているとはいえ、「始まり」、「創始の力」といった言葉のために、わたくしには大変眩しい存在となりました。わたくしは、『全体主義の起原』の最期に記されたつぎの言葉を、現在も大切にしております。わたくしの救いの一つ、と言うと、どうやら政治思想ではなくて、信仰の一

つのようにも聞こえますが、暗い時代を生きたアーレントにとって、「始まり」は、彼女の待ちわびるイリュミネーションの一つであったのだと理解すると、アーレントの政治思想の核心は、この始まりへの信仰にある、と現在もわたくしは考えています（思い込みなので、この点はあまり研究には反映させないように、配慮しております）。以下、少し長くなりますが、そのアーレントの言葉を引用させていただきます。

「しかしまた、歴史におけるすべての終わりは必然的に新しい始まりを内含するという真理も残る。この始まりは約束であり、終わりがもたらしうる唯一の メッセージ なのである。始まりは、それが歴史的出来事になってしまわぬうちは、人間の最高の能力なのだ。政治的には、始まりは人間の自由と同一のものである。《Initium ut esset homo creatus est.》「始まりが為されんために、人間は創られた」とアウグスティヌスは言った。この始まりは、一人一人の人間の誕生ということによって保障されている。始まりとは、実は一人一人の人間なのだ」。

この一節は、アーレントが全体主義という前代未聞の統治形態の主要素を分析した『全体主義の起原』の最終章「イデオロギーとテロル」における、末尾の言葉です。当時、「いったい、何が終わろうとしているのだろうか？」という疑問にばかり拘泥していたわたくしには、世紀末から第一次世界大戦、ユダヤ人の最終解決へと向かう西欧文明の崩壊過程に立ち会ってきたこの思想家の言葉は、たいへんな衝撃でした。彼女が、どのような経験をし、どのような思考過程を経て、このような確信を抱くにいったのか、それを解明したくてわたしは、政治思想史を本格的に学ぼうと決心しました。現在でも、この関心を捨ててはいません。

今では、当時のわたくしの青臭い問いかけには、結局日本では何も終わってはいないのだ、という解答を持つに至りました。だから、何も始まらないのだ、と。この解答に関しては、西洋政治思想史だけでなく、日本の

政治思想史をも射程に入れて研究しなければならぬ、というわたくしの現在の研究関心につながっています。最近のわたくしのシティズンシップ論研究は、日本の政治理論へといかにつなげていくか、といった部分で苦しんでいます。

わたくしは、新しい季節である四月を迎えて、この度、自分の「原点」を振り返る機会

を与えられ、また何か新しい始まりが始まりそうな予感がしています。新たな環境、初めての教員生活と、不慣れなことが多く、みなさまのご助力を賜ることになると存じますが、何卒これからのご指導、ご助言のほど、よろしく願いいたします。

(おかの・やよ 政治学)

## 規制緩和と少年法

### - - 「新任のご挨拶」として - -

葛野尋之

1999年4月に着任しました、刑事訴訟法担当の葛野尋之です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、1985年に5年かかって一橋大学法学部を卒業し、1990年まで一橋大学大学院法学研究科で学んだ後、日本学術振興会特別研究員(PD)、静岡大学を経て、立命館にやってきました。法学部教授会、とくに刑事法の先生方には、静岡大学の大学院改組の関係で、赴任を1年待っていただきましたことを感謝しています。

私は福井県の鯖江というところで生まれ、福井の高校に通いましたが、高校の同級生で京都の大学に進んだ人が何人かいたので、大学時代には、何度か京都に遊びに来たことがあります。また、大学時代は剣道部に所属していたので、3年に2度の関西遠征に際しては、京都大学と練習試合を行いました。大学院進学後、京都に来たのは、学会と研究会で3回ほどでした。このように、何度か来たこと

はあるけれども、まったくの京都初心者ですし、立命館を初めて訪れたのは、1998年4月の健康診断のときでした。

自宅は、立命館から南に歩いて約15分、妙心寺のすぐ東隣の花園団地にあります。観光客や修学旅行生がたくさんいます。自転車か歩いて通学しています。このようなまち中に住むのは初めてでしたが、いくつもの通りに商店街が残っていて、住みやすい場所です。とても気に入っています。

京都の物価は高いと聞いていました。ただ、食料品についていうと、静岡はすごく高かったので、むしろ野菜や魚など手頃なように思われます。野菜や豆腐、油揚げなどはやはり美味しいですね。そして魚も。美味しい鶏肉専門店もあります。毎日喜んでます。私も妻も、商店の人から、食材や料理について色々とアドバイスを受けられるので大助かりです。

大規模店出店の「規制緩和」によって商店

街が衰退しないことを祈ります。商店街の衰退は、そのまま地域社会の衰退につながります。また、とくに自動車で遠くに買い物に行きづらい老人や病気の人の生活を著しく困難にするといわれます。

大都市の大規模大学は初めての経験なので、少し不安もあったのですが、予想よりも静かで落ち着いた環境でした。立命館に来てまず思ったこと。先生方も職員の方も、そして学生も皆とても、エナジェティックだということ。

ところで、私がこれまで主要な研究対象としてきた少年法については、現在、その基本的なあり方が見直されようとしています。おそらくこれは、少年法それ自体の存在意義を問い直すことにもつながるでしょう。アメリカでのように、少年法完全廃止論が政治的のみならず、法理論的にも有力に主張されるかもしれません。

「自己決定-自己責任」原理を少年の犯罪についても及ぼし、少年にも犯罪行為に対するアカウントビリティを厳しく問うて、成人の場合と同様刑罰をもって対処するべきだ。これが自律的市民の構成する社会の正義の原理なのだ。たとえば宮台真司氏はこのようにいいます。

おりしも、「規制緩和」の旗が振られて、近代市民法の形式的適用が生み出したさまざまな矛盾、とくに社会経済的不平等のゆえに弱い立場に置かれた人々のうえにあらわれた矛盾を解決するために、この100年ほどのあいだに発展してきた現代法の体系が総攻撃に会い、総崩れの危険に瀕しているといわれています。

犯罪に対して懲らしめ・見せしめのための刑罰を科す刑法を、人間は旧約聖書の時代からすでに持っていました。少年法が世界で初めて作られたのは、ちょうどいまから100年前、第二次産業革命の進行するアメリカのシカゴにおいてでした。少年法は、産業化・都市化のなかで激増した少年の犯罪に大人と同じ刑法を適用することによって生じる矛盾を解決するために生み出された現代法なので

す。少年の犯罪については、それを非行として教育の契機と捉え、少年が非行を克服して一段たくましく成長発達するように、教育的な処遇とそのため裁判手続をもって対処する。このような理念を基礎にしていました。

中国帰国者の2世、3世の子どもの生活と教育をサポートしてきたある方が、次のようにいいました。「家庭では恵まれず、学校からも。社会からも排除されて、家庭裁判所だけが教育の場となるような子が現にいることを忘れないでほしい」。私には、少年法の存在意義を見事に言い表しているように思われます。

たしかに、これまでの少年法が大きな問題を抱え、十分に成功してこなかったことも事実です。少年冤罪の頻発はその例ですし、手続的権利の保障も十分ではありません。しかし私は、「自己決定-自己責任」原理の名の下に少年法を否定して、懲らしめ・見せしめの罰に回帰するのではなく、理想が実現できるようなものに少年法を作り直していくことが必要であり、そのための理念的基盤を構築することが大切だと考えています。

少年法の否定は、家庭、学校、職場、地域社会などでさまざまな意味の教育の機会を十分に与えられなかった子どもが、そのことと強く関連して行った非行を理由に、社会のメインストリームからふるい落とされ、もう二度と戻ってこれないように淘汰されるという結果につながります。「自己責任-自己決定」原理の適用が、「因果応報」という法的正義の衣の下で、深刻な社会的不正義を生み出すのです。

少年法の再構築に向けた力は、実は、すでに確実に育っているのです。少年法「改正」に反対し、「子どものための」少年法の実現を求める請願に、5ヶ月間で60万人もの署名が集まったことは、それを示しているように思われます。そして、新しい少年法を構築する鍵となるのは、第一線の「子どもの人権としての教育」であり、その担い手は、学校というエージェントを通じて「日の丸・君が代」、そして「卒業式・入学式」という権威

的秩序を一方向的に押しつけようとした国に対して、あれほど爽やかに戦った所沢高校の生徒のような子どもたちであり、彼女/彼らに共感することのできる大人なのです。

このような大人たちは、非行少年が心の底に抱えている「痛み」にも共感することができるはずです。

(くずの・ひろゆき 刑事訴訟法)

## 新任のご挨拶

# 周 瑋生

私は、1989年に京都大学へ留学にきて、早くも10年目を迎えました。10年間で京都を離れたことが一度もないので、京都は第2の故郷であります。1995年に京都大学大学院物理学専攻工学博士号を取得後、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)及び(財)地球環境産業技術研究機構(RITE)で地球温暖化対策技術のモデル解析と評価及び途上国の経済・エネルギー・環境の調和ある持続可能な開発に関する研究に従事してきました。本年4月より本学に転任し、また法学部の教員(実は来年4月よりまた政策科学部に転じる予定をしているが)として教鞭をとることができて、大変光栄に存じます。赴任の前、京都大学の指導教官に報告した時、「周君、工学出身の君が立命館大学法学部へ何をしにくの」と先生にこう聞かれました。すこしがっかりしました。博士号までずっと工学の畑を歩んできた私は、これから「工学的手法で環境政策システムを最適化すること」を目

標とし、即ち「政策工学」の道へ挑戦してみたいと考えています。今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以下は一応赴任後の抱負として挙げた教育、研究、国際交流三本柱ですが、貴紙面を借りて披露して新任のご挨拶に代えたいと思います。

教育面 近年、急速な学問の高度化や学際領域の発展、社会の複雑化に対応できる21世紀に向けての教育研究体制の改善が要求されている。教育面では、学問の高度化によって学部段階で高度な専門教育を完結させることは難しく、むしろ幅広い知見(学際的、国際的)と基礎的学力を備え、多様な要請に柔軟に対応できる人材を育成することが望まれる。このようなことを考え併せて、法制特殊講義や環境政策システム論などの講義でも、より幅広い知識を教授するように授業内容の精選、教授形態の工夫、特に社会学以外に工学的な知識(教養、視点、手法等)の

教授に努めたい。また、大学教育特に大学院教育は活発な研究活動を通じてこそ実りあるものとなり、環境関連分野の最新の研究成果の教授によって、学生諸君の思考能力を高め、また専門性への意欲を向上させて、個性や自分のアイデンティティをしっかりとつづ学生を育てていきたい。

研究面 今日の学問は分野間相互の有機的関連に裏打ちされた総合性を特質としており、個々の研究者の能力を遙かに越えた巨大で複雑な体系を持っている。特に地球温暖化に代表される地球環境問題は、気象学、地球物理・化学、海洋学、森林学、農学など多くの自然科学以外に、政治、経済、法律など多数の社会科学の分野にも跨っている。21世紀において求められているのは、まさにこうした異分野の横のつながりである。したがって、大学における身近な研究者群が、それぞれの研究の独自性と個性を主張しながらも相互にネットワークすることが重要である。それにより、有機的に結びつきながら互いに協調し、先端的研究の推進及び高度な専門能力を有する研究者の育成を図りたいと思っています。

研究内容については、主に地球温暖化に代表される地球環境の保全や途上国の持続可能な開発に資する様々な経済的または技術的な対策について、コンピュータシミュレーション手法を用いてシステムの評価し、時間性、地域性を考慮した最適な組み合わせを求め、経済・エネルギー・環境三者の調和ある発展を達成するための最も効果的なシステムの解析を行い、国際的な提言に結びつける研究を行います。具体的には次に示す領域を中心に進めていくことになります。

地球温暖化防止のための環境政策と技術対策のシステムの評価

グローバルシステムモデルを援用して、世界各地域特に途上国の超長期エネルギー需給、CO<sub>2</sub>排出量、各対策（経済的または技術的）の開発・導入の優先順位、導入効果、相互競合性などを明らかにするシミュレーションを行い、世界レベルでコンセンサスの得ら

れる地球温暖化対策シナリオの策定に資する研究を行う。

途上国の持続可能な開発戦略の構築

例えば、途上国の経済成長と環境負荷などの超長期予測と各種政策の最適化分析；中国の超長期のエネルギー需給、CO<sub>2</sub>排出量及び各種対策の導入の優先順位や削減ポテンシャルに関する研究；日本のエネルギー・環境技術の中国等途上国への移転による省エネやCO<sub>2</sub>削減効果の解析など

地球環境変動に関する人間社会的側面

地球環境に大きな変化をもたらす原因行為となっている人間活動に焦点を当てて、その経済的、文化的、制度的側面を分析し、地球温暖化の現象を解決するためにどのような制度的、政策的または法律的手段がありうるのかを研究する。

日中米三国の環境法律の比較と中国のSO<sub>x</sub>排出権取引制度の設計

環境対策設備の建設に膨大な資金を割くことが困難な途上国では、先進国の環境法制度や経験を見本として、環境管理と環境政策整備を中心とする対策が国情にあった措置として推進すべきであると考えられる。ここでは、米国で成功したSO<sub>x</sub>排出権取引制度を如何に中国へ移転するのかについて研究する。

CDM (Clean Development Mechanism) 制度の設計

京都議定書に定められたCDMが成功するには、先進国と途上国が利益を共有できる、特に途上国にCO<sub>2</sub>削減以外に、他の経済・環境波及効果のあるプロジェクトの実施と制度設計がもっとも重要である。本研究では、事例調査や途上国とのフィードバックなどを通じて、CDM制度を設計し、CDMと途上国との持続可能な開発、CDMと技術移転及びエコビジネスとの関係等について提言する。

国際交流面 地球温暖化は地球の有限性と新文明創出の必要性を教えている。21世紀の世界は相互依存の時代となる。そこで、微力ながら、国際人材の育成、国際共同研究及び環境情報交流に努めたい。

今年は、政策科学部の基礎演習Kクラスを

担当しています。人生四十となり、初めて「週刊誌」の表紙に私の顔写真を載せてくれました（実は学生諸君が自分で作ったディベートの結果等をまとめる週刊誌です。ただし、本気の毎週発行の週刊誌で、すごいと思います）。また同表紙に「We are glad to meet you」というような言葉をも書いてくれました。「教書育人」、「為人師表」という孔子のお

言葉があります。教育は「教え育てる」ではなくて、「教え育つ」のである。これからは、自分の全人格を学生諸君にぶつけて、そして、学生諸君と共に、基礎知識や専門知識以外に、困難にも挫けない根性を学んでいこうと考えています。よろしくお願い申し上げます。

（しゅう・いせい 環境経済・政策学）

### 法学部関連の主な学術交流・研究活動（1999年4月～6月）

- 99年4月16日 法政研究会：大平祐一氏「訴えの保障－  
訴状箱制度を手がかりにして－」
- 99年4月23日 政治学研究会：中谷義和氏「アメリカ政治学における自由主義と行動論  
の生成」
- 99年4月23日 近代日本思想史研究プロジェクト：梶居佳広氏「英米から見た日本の朝  
鮮支配」
- 99年5月7日 国際学術交流研究会：ドイツ・連邦カルテル庁参事官 ファビアン・  
パーペ氏「Latest Developments in German Merger Control」  
通訳 出口雅久氏
- 99年5月7日 国際化社会研究会：吉田美喜夫氏「"グローバリゼーション"の下にお  
けるアジア諸国の労働と労働法」
- 99年5月22日 立命館土曜講座：米丸恒治氏「インターネットと法」
- 99年5月27日 国際学術交流研究会：中国国家行政学院主任教授 呉 江氏、中国国家  
行政学院副教授 杜 鋼建氏「日中法治行政研究（公務員制度）」  
通訳 永井美佐子氏
- 99年5月28日 金融法研究会：山下眞弘氏「手形行為と意思欠缺」
- 99年5月28日 政治学研究会：岡林信一氏「N・ポッピオの政治理論」
- 99年6月11日 公法研究会：奥谷健氏「租税法における所得概念－市場所得説の研  
究－」；三本卓也氏「科学技術に対する〈市民的コントロール〉の  
必要性－法的規制論を中心に－」
- 99年6月11日 民事法研究会：太田真也氏「専門家の責任について－弁護士及び公証人  
を中心に－」；中村康江氏「取締役資格に関する比較法的研究」；  
金月伸哲氏「ビューレンとシュピロにおける履行補助者と復代理人」

- 99年6月12日 国際学術交流研究会：ドイツ・フライブルク大学学長 ボルフガング・イエーガー氏「フライブルク大学における国際学術交流の展開」  
通訳 出口雅久氏
- 99年6月14日 金融法研究会：Mansfield Fellow Special Council in Anti-Trust Division. DOJ Stuart Chemtob氏「Recent Trends in US Anti-Trust Enforcement in High Technology and Network Industries」  
コメンテーター：富山大学経済学部教授 滝川敏明氏
- 99年6月21日 国際学術交流研究会：西オーストラリア大学アジア研究学部日本研究科、科長 田中利幸氏「"慰安婦"制度の設立と拡大の史的批判分析」；日本軍"慰安婦"歴史館・館長ヘ ジン氏、元日本軍従軍慰安婦キム・スンドク氏「日本軍"慰安婦"歴史館 - 開館とその後 - 」  
通訳 広瀬貴子氏
- 99年6月26日 立命館土曜講座：松宮孝明氏「安楽死・尊厳死・脳死と刑法」
- 99年6月30日 国際言語文化研究所ジェンダー・スタディーズ研究会「セクハラ防止ガイドラインを考える」；岡野八代氏「セクシャル・ハラスメントのどこが問題なのか」；佐藤敬二氏「実効性のあるガイドラインとは - 他大学の取り組みを参考に - 」

法学部部門別定例研究会：法政研究会・公法研究会・民事法研究会・政治学研究会

学術研究プロジェクト：/人文科学研究所プロジェクト/国際言語文化研究所/

立命館大学法学部ニューズレター

第17号 (1999年9月)

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.lex.ritsumei.ac.jp/>